

令和6年度恵庭市教育委員会会議(7月定例会)会議録

日 時	令和6年7月9日(火) 開会17時30分 閉会18時20分																						
会 場	市民会館 1F 第1会議室																						
出席委員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">教育長</td> <td>岩 淵 隆</td> </tr> <tr> <td>教育長職務代理者</td> <td>土 谷 秀樹</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>尾 形 直子</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>福 屋 栄人</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>白 崎 亜紀子</td> </tr> </table>	教育長	岩 淵 隆	教育長職務代理者	土 谷 秀樹	委 員	尾 形 直子	委 員	福 屋 栄人	委 員	白 崎 亜紀子												
教育長	岩 淵 隆																						
教育長職務代理者	土 谷 秀樹																						
委 員	尾 形 直子																						
委 員	福 屋 栄人																						
委 員	白 崎 亜紀子																						
会議出席者	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">教育部長</td> <td>狩 野 洋一</td> </tr> <tr> <td>教育部次長</td> <td>山 口 晃弘</td> </tr> <tr> <td>教育総務課長</td> <td>藤 野 真一郎</td> </tr> <tr> <td>教育総務課主幹</td> <td>前 川 豊志</td> </tr> <tr> <td>教育支援課長</td> <td>横 山 真澄</td> </tr> <tr> <td>社会教育課長</td> <td>黒 氏 優子</td> </tr> <tr> <td>学校給食センター長</td> <td>山 野 辺 龍人</td> </tr> <tr> <td>読書推進課長</td> <td>和 合 智子</td> </tr> <tr> <td>郷土資料館長</td> <td>高 野 隆司</td> </tr> <tr> <td>教育施設課長</td> <td>塚 野 憲</td> </tr> <tr> <td>教育総務課主査</td> <td>小 井 裕介</td> </tr> </table>	教育部長	狩 野 洋一	教育部次長	山 口 晃弘	教育総務課長	藤 野 真一郎	教育総務課主幹	前 川 豊志	教育支援課長	横 山 真澄	社会教育課長	黒 氏 優子	学校給食センター長	山 野 辺 龍人	読書推進課長	和 合 智子	郷土資料館長	高 野 隆司	教育施設課長	塚 野 憲	教育総務課主査	小 井 裕介
教育部長	狩 野 洋一																						
教育部次長	山 口 晃弘																						
教育総務課長	藤 野 真一郎																						
教育総務課主幹	前 川 豊志																						
教育支援課長	横 山 真澄																						
社会教育課長	黒 氏 優子																						
学校給食センター長	山 野 辺 龍人																						
読書推進課長	和 合 智子																						
郷土資料館長	高 野 隆司																						
教育施設課長	塚 野 憲																						
教育総務課主査	小 井 裕介																						
議題及び議事の概要	別紙のとおり																						
会議の傍聴を許可された者	1名																						
議事録署名委員	尾 形 直子																						

令和6年度恵庭市教育委員会会議(7月定例会)結果表

令和6年7月9日(火) 17時30分開会

18時20分閉会

会場:市民会館 1F 第1会議室

事案番号	件名	議決結果
議案第1号	恵庭市学校教育基本方針の見直しについて	原案可決
議案第2号	恵庭市立学校における働き方改革推進計画(第3期)について	原案可決
協議1	恵庭市学校教育情報化推進計画の見直しについて	協議済み
報告1	第2回恵庭市定例議会一般質問について	報告済み
報告2	恵庭市立学校教職員に係る時間外在校等時間(令和6年1月~3月)の公表について	報告済み
報告3	令和4年度に発生した市内公立学校の不登校重大事態に関する調査報告について	報告済み

○会議出席者

岩淵教育長

教育委員:土谷委員、尾形委員、福屋委員、白崎委員

事務局 :狩野教育部長、山口教育部次長、藤野教育総務課長、前川教育総務課主幹、横山教育支援課長、黒氏社会教育課長、山野辺学校給食センター長、和合読書推進課長、高野郷土資料館長、塚野教育施設課長、小井教育総務課主査

議 事 録

開会 17時30分

- 教育長 只今より教育委員会を開催いたします。初めに日程1、議事録署名委員の指名について事務局をお願いします。
- 事務局 今回会議の議事録署名委員は、尾形委員をお願いします。
- 教育長 よろしいでしょうか。
- 委員 (承認)
- 教育長 次に日程2、前回会議録の承認について事務局をお願いします。
- (事務局から前回の議事録について報告)
- ただいまの記録のとおり承認するということによろしいですか。
- 各委員 (はいの声)
- 教育長 続いて日程3、議案に入ります。
議案第1号 恵庭市学校教育基本方針の見直しについて、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第1号、恵庭市学校教育基本方針の見直しについて、ご説明申し上げます。
このことにつきましては、6月7日の本委員会において、経過と検討会議委員の皆さんから寄せられた意見等について、ご説明申し上げたところですが、その後の当該検討会議において、修正の素案について承認を得ましたので、この後、ご審議を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。
議案の綴りの3ページから31ページまでには基本方針の本編を、32、33ページには変更点を抜粋した新旧対照表を掲載しております。新旧対照表では、つくりとして、左から基本方針の本編における当該ページと箇所、その右側に、平成24年度作成の現行の表記、そして、更に右隣に、この度改訂をしようとする表現等について、掲載しております。それでは、この後は、33ページからの新旧対照表に基づき、説明をさせていただきます。
はじめに、本編の6ページ、『Ⅲの設定期間』と『Ⅳの児童生徒数の推計』についてです。ここでは、年号のH32以降の表記を令和のRに修正するとともに、児童生徒数の令和7年度と令和12年度の推計値にカッコ書きで令和5年度の最新のデータを加筆したところです。
次に、12ページ、『Ⅴ家庭・学校・地域の役割と連携』についてですが、今次の指導要領の総則の記述を受け、現行のものに「一人一人の子どもが自分のよさや可能性を認識できる自己肯定感を育むなど、持続可能な社会の創り手となることがで

きるようにすること」を加えるとともに、「地域に開かれ、地域に根差した教育活動を推進すること」を「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという理念のもと、社会に開かれた教育課程を実現すること。」に差し替えています。

次に、14ページ、『2. 小中学校の適正配置』についてですが、現行の文末が「今後もこの配置を継続します。」となっているものを、「必要に応じた検討を適宜行うこととします。」とし、万が一の際の検討を可能とする表現といたしました。

次に、15ページ、『Ⅱの特認校制度』についてですが、現行の表現をそのまま残しつつ、新たに、『2. 特認校の在り方の検討』を新設し、「上記Ⅰの特認校の成果や期待、社会状況の変化等を鑑みながら、特認校としてのよりよい在り方について、必要な検討を適宜行います。」を加えております。

次に、16ページ、『Ⅲ 小中学校における一貫した教育』についてですが、現行の『1』・『2』・『3』の記載はそのままに、『4. 小中一貫教育導入に向けた検討』を新設し、「上記、1～3の小中連携教育の取組を充実させつつ、児童生徒の状況等を踏まえて、必要に応じて小中一貫教育の導入に向けた検討を進めます。」を加えております。

次に、17ページ、『Ⅳ 特別支援教育』についてですが、現行のⅠの②にあります「特別支援学級補助員」及び2の①にあります「特別支援教育学校補助員」の名称を「特別支援教育支援員」に修正しております。

次に、21ページ以降の教育推進プログラムについてですが、現行の記述が第1次のプログラムに対応していたことから、今次、第3次の表現に訂正をいたしました。

21ページの『Ⅰ 目的』では、「平成24年度から平成27年度までに実施する」となっていた表現を、今後も汎用できるよう、「5年ごと4期に分けて実施する」に修正をいたしました。

また、22ページ以降の主要施策について、22ページのⅠ-Aでは『2 ふるさとの特色を学ぶ教育の推進』に、23ページの2-Aでは『2 学校教育への支援体制の充実』に、24ページのⅡ-Cでは『3 将来につながる主体的な学びや情報活用能力の向上をめざした教育の充実』に、25ページのⅢ-Bでは『1 よりよい人間関係を築くコミュニケーション能力の育成』に、27ページのⅣ-Bでは、『3 健康づくりをめざした事業の推進』に差し替えを行ったところです。

以上がこの度の修正の概要となります。

よろしくご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願いいたします。

教 育 長

時点修正と今後の変化に対応できるようにしたものでありまして、大きな方向転換などはございません。

ただ今の議案第1号についてご質疑等ございますか。

各 委 員

(なしの声)

教 育 長

なければ、以上で議案第1号について終了いたします。

次に、議案第2号恵庭市立学校における働き方改革推進計画(第3期)について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第2号恵庭市立学校における働き方改革推進計画の第3期についてご説

明いたします。

このことにつきましては、6月7日の本委員会において、素案をお示しし、中間報告をさせていただいたところです。

また、6月27日の総務文教常任委員会において、同じく中間報告ということで、素案について報告した幸いです。

この度、最終的な案ということで、お示ししておりますが、前回の素案から特に変更点はなく、その際の説明では修正或いは変更点等について、太字で網掛けしてお示しし、その箇所を中心に説明させていただいておりますので、修正点等についての詳細は省かせていただきますが、確認としまして、この度の改定については、令和3年に第2期の恵庭市立学校における働き方改革推進計画を策定し、その後、令和6年3月に道教委において学校における働き方改革北海道アクション・プランの第3期計画が策定されたのを受け、道の計画に準拠し、より実効性の高い働き方改革を推進していくために、現行の計画を改定するものであります。

この第3期計画は、第1章の基本的な方針と、第2章の具体的な取組で構成されており、基本的な方針では、目標や重視する視点、学校・教師が担う業務に係る分類などが記載され、第2章の具体的な取り組みとしては、5つのアクションが掲げられており、それぞれの中で市教委や学校などの役割分担のもとに取り組むべき事項などが位置付けられております。

説明は以上になりますが、よろしくご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願いいたします。

教 育 長 前日も議案としてありましたが、今回は何か変更はありますか。

事 務 局 前回は素案、今回は最終的な案ということで、前回の素案で第2期から第3期に変わる時にこういうことが変更になりましたという説明を一旦させていただいて、今回は前回の案から特に変更点はありません。

教 育 長 ただ今の議案第2号についてご質疑等ございますか。

各 委 員 (なしの声)

教 育 長 なければ、以上で議案第2号について終了いたします。

続いて、日程4、協議に入ります。

協議1は、恵庭市学校教育情報化推進計画の見直しについてです。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 協議事項の第1号、恵庭市学校教育情報化推進計画の見直しについてご説明申し上げます。

本計画は、『学校教育の情報化の推進に関する法律』の施行により、国と地方公共団体に『学校教育情報化推進計画』の策定が義務付けられたことを受け、本市においても令和4年度に『恵庭市学校教育情報化推進計画』を策定したところであります。

その後、令和5年10月に北海道において「北海道学校教育情報化推進計画」が策定されました。この道の計画策定を受け、その内容を踏まえる必要があることと、も

ともと中間で本計画の見直しを図ることとなっていたこと、また、この間1人1台端末の整備などICT環境の整備も加速し、これまでの成果と課題を整理、現在の状況を確認し、さらに推進計画を進めることが重要であることから、この度の改訂を行うこととした幸いです。

改定内容としましては、資料に目を通していただきたいのですが、現行の計画に朱書きで追記等を加えている箇所が、修正点となっておりますが、具体的には2ページに目次がありますが、第1章で改訂の経緯とありますが、今、私が説明させていただいたおおよその内容が、3ページで触れております。

少しページを進めて参りますと、6ページ、7ページには北海道の学校教育情報化推進計画の概要が掲載されております。この道の計画を踏まえつつ、本計画の見直しに取り掛かり、8ページには働き方改革やGIGAスクール構想に関して触れる形で追記し、また、12ページ以降にはICTの活用状況などの調査結果や情報モラル・情報セキュリティに関する事などについて追記され掲載しておりますので、ご確認いただければと思います。

38・39ページには計画の概要版を掲載しておりますが、39ページの目標として5つ掲げておりますが、それぞれの取り組む項目で◎は、「ほぼ実現」した項目、▲は「今後の重点」として取り組むべき項目としています。

以上がこの度の計画の改定版の内容となります。

よろしくご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願いいたします。

教 育 長

協議1について、ご指摘、ご質疑等はございますか。

道の策定を受けてということと、中間見直しの時期であったということで改正されております。

12ページ以降は恵庭市の状況と全道・全国の比較も入っておりますので、ご覧いただければと思います。最後のページで今説明ありましたとおり、進捗状況を◎・○・▲で表しているという状況です。

39ページの進捗状況についてもう少し説明願います。

事 務 局

1人1台端末などの環境整備はだいぶ進んだと思っております。今後、担当として力を入れていかないといけないと考えているのは、こちらの▲でも示されておりますし、朱書きで書かれていた▲情報モラル・情報セキュリティの部分に関するところが、重点的に取り組むべき内容かと思っております。児童生徒の端末の整備に伴い、使い方としていろいろな課題の発生も見受けられますので、力を入れることとして教員への研修などについて、今後も一層力を入れていきたいと考えております。

教 育 長

随時、推進している状況でございます。

導入当初は、子ども達が22時を過ぎても小学生がアクセスしていたり、中学生が夜中の2時にアクセスしていたという事例がありまして、その状況がわかった時点ですぐアクセス制限をかけるなど、その都度その都度時点修正をしております。

今も22時以降にアクセスできないようになっておりますが、〇〇小学校のこの端末が、アクセスを試みてた形跡がありますという報告も上がってきますので、随時各学校にフィードバックして指導していただくような体制を取っております。なかなか大変な作業ではありますが、担当の方でしっかりやってくれていると思っております。ただ、ま

だまだ完成形ではなく進行形だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その他、ありますか。

各 委 員 (なしの声)

教 育 長 なければ、以上で協議1について終了いたします。

続いて、日程5、報告に入ります。

報告1は、第2回恵庭市定例議会一般質問についてです。事務局よりお願ひいたします。

事 務 局 第2回定例会は6月14日に開会し、7月3日までの20日間の会期で開催されました。その間、6月19日から4日間で15名の議員が一般質問を行い、うち教育委員会関連の質問が10名の議員から23点ありました。答弁内容はそれぞれの記載のとおりとなっておりますが、代表的な質問項目のみ報告いたします。始めに1ページの矢野議員であります、教職員の適正配置と教育現場の健全化についてと2ページの将来の学校の建替計画と学校の配置問題についての質問であります。次に3ページの早坂議員ですが、文化芸術活動の推進についての質問であります。次に4ページの宮議員であります、小中学校における水難事故防止についての質問であります。次に5ページの三上議員であります、小中学校の英語教育の現状と課題についての質問であります。次に6ページの吉永議員であります、文化財、主に重要文化財についての質問であります。次に7ページの生本議員であります、通学路の安全対策についてと、9ページの黄金南地区のスクールバス運行についての質問であります。次に10ページの新岡議員であります、子どものフッ化物洗口についての質問であります。次に11ページの柏野議員であります、物価高騰下における就学援助についての質問であります。次に12ページの渋谷議員であります、読書活動の推進についての質問であります。最後に14ページの太田議員であります、不登校児童生徒の現状と対策についての質問でありました。私からは以上であります。

教 育 長 ただ今の報告1についてご質疑等ございますか。

委 員 15ページの太田議員の質問でデジタルドリルの活用のところで、タブレットの持ち帰りによる家庭学習などとあるのですが、タブレットは今皆毎日持ち帰ることになっているのですか。学校の判断によるものですか。

事 務 局 タブレットについてですが、持ち帰りの判断は、学校の運用の中で頻度等について決めております。

教 育 長 教育委員会と校長会とで令和4年度に話し合ひまして、一応のアウトラインを決めました。中学校については毎日、小学校については週一度は持ち帰りましようということで、ただそれに縛られるものではなくて、各学校において実態に忠じて持ち帰りを進めましようということになっております。管内的には非常に早い取組みだったと思ひます。他の市町村では恵庭よりも1年遅れて持ち帰りを始めたところもありました。

委員 デジタルドリルも家庭学習として家で使われているものですか。

事務局 家庭学習として活用、取組んでいただいております。

教育長 加えて申し上げますと、答弁に書いてありますとおり、デジタル田園都市の交付金を活用し、導入しました。導入にあたりましては、学校の希望・アンケートによって入れましたが、たまたま昨年からいろいろな会社のものを試用した中で、一番いいものを入れたということになります。ただ、次年度以降交付金がありませんので、自前での予算要求になります。それに向けてたくさん使っていただかないとということで、効果は1年くらいではなかなか図れないと思いますけど、継続して予算要求していきたいと思っております。

委員 14ページの不登校の現状ということで、課題として学校や教育委員会の呼びかけに応じない児童生徒本人・保護者が一定数いることからということで、これは特に保護者に関してはなかなか忙しくて連絡が取れないというのではなくて、どちらかというとかまわないでくれというスタンスの人達なののでしょうか。

事務局 実際、家庭訪問をしまして呼び鈴を鳴らすけど出てこない場合と、スタンス的にかまわないでくれという家庭もあります。

教育長 患ただけでなくそういう家庭の方、親御さんは一定数いらっしゃるというのが課題かなと考えております。どこにもアクセスできない子どもの数をゼロにしようという北海道全体の取組みになっております。例えば教育委員会で教育相談を受けますというチラシを作って学校に配布をしました。その中でQRコードでメールによる相談も受ける形になりまして、すぐ何件か反応はあったのですが、そういう手立てを講じながら少しずつアプローチをしている状況でございます。

そういう家庭への困難さ実情について学校の取組みがあれば教えてください。

事務局 教育委員会のスクールソーシャルワーカーだけでなく、担任の先生方も定期的に不登校児童生徒については、特に学校から配布されるプリントを持ちながら、週末に家庭訪問をしたりだとかそういうことは担任の先生も努力して取り組んでいる状況であります。全国的にも連絡が非常に取りにくい取れない家庭もないわけではなく、来ないでくれということでありますとか、玄関先で受け入れてもらえなかったりなど、残念な家庭もあるのですが、ただ、子どもにとっては社会との接続が消えてしまうということは、ものすごくマイナスになりますので、学校としてはそういった取組みを継続しているという状況であります。

委員 保護者の方には必ず緊急連絡先として学校側に何か通達するようになっているのですか。

事務局 学校の連絡網については、学校が必要な情報提供になりますので、学校でしか家庭の連絡先を知らないような状況です。やはり保護者の同意を得られないと、電話番号をいただけないので、各家庭の教育相談・アンケートの中にご家庭への電話番

号を入れてもらうようにして、そういった形で情報を取得してこちらから電話をかけることができるということになります。

委員 それが携帯電話であれば、ショートメールか何かメッセージを送ることが可能かとは思いますが、それが固定電話だと留守電に残すということになるとと思いますので、かまわなくてくれという保護者はそれに対してアレルギーを起こしちゃうかなと思いますので、メッセージが送れる形があればいいのかなと思います。

事務局 連絡網を作らない学校が増えてます。連絡網を作ると個人の情報も連絡を送る次の方や前の方にも一緒に流れてしまうということを危惧される家庭が増えてきているということで、学校の方は家庭環境調べの中で緊急の連絡先等の電話番号をいただいたりしますので、なにかあった時にはそちらの方に連絡させていただくことになりますし、昨今マチコミメールなどの一斉配信メールで学校からの緊急な連絡等については、各家庭に一斉に配信させていただいたりとか、子どもの健康状態とかいろいろな連絡に1人1台端末を使ったメールの機能なども使いながらつながるような取組みを進めている状況です。

教育長 いずれにしても学校からの連絡物については、紙ベースでポストインはしていますので、なかなか反応がない各学校の状況を見ますと、やはり親御さんによっては、電話に出ない、きょうだいで対応させることなどもあり、学校と話したくないという家庭も見受けられます。

その他、ありますか。

各委員 （なしの声）

教育長 なければ、以上で報告1について終了いたします。

続いて、報告2は、恵庭市立学校教職員に係る時間外在校等時間（令和6年1月～3月）の公表についてです。事務局から説明をお願いします。

事務局 私のほうから、報告2恵庭市立学校教職員に係る時間外在校等時間（令和6年1月～3月）の公表について、ご報告いたします。

市教委では、『恵庭市立学校における働き方改革推進計画』において、教職員の時間外在校等時間の目標を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内としているところであります。

本日お示しいたしましたのは、本年1月から3月までの小中学校別の時間外在校等時間となっております。この3か月の超過時間の平均は、小学校においては22時間01分、中学校においては34時間55分、小中学校をあわせた時間外在校等時間の平均は、26時間49分となっております、目標である45時間以下となっているところであります。

なお、昨年同時期の時間外在校等時間と比較しますと、小学校の平均で2時間30分程度、中学校の平均で約7時間程度の削減がなされているところであります。また、80時間以上の長時間勤務者についても、令和6年が15名に対し、令和5年が42名であったことから、だいぶ減少してはおりますが、引き続き市教委としまして、教

職員の働き方改革を進め、時間外が少しでも減少するよう取組みを進めて参りたいと考えております。

委員 昨年度との対比においても少なくなっているということで、実際現場の先生は家に持って行って仕事をするとか、ようはこれにカウントされないで実際は仕事をしているとかそういう実態というのは調査の対象となっているのでしょうか。そういう数字は出ているのでしょうか。また現場の雰囲気はどのような状況なのでしょうか。

事務局 持帰りがないとは言い切れないのではないかと思います。その教員が学校で時間外に対して管理職のマネジメント含めて呼びかけが盛んに行われて、早く帰りましょうというのに反応して、じゃあ家でやろうかなと考える先生もいるでしょうし、従前から元々学校で残って仕事をするよりも家帰って落ち着いてやりたいなという仕事のスタイルを選んでいる先生もいるのだろうというところで、なかなかそのあたりの持帰りの実態は数字的なものというのはいえないのですが、ただ、言えるのはこういった取組みを進めていく中で、多少なりとも先生方の時間外の勤務の状況について、良い方向に動いているというのは一つ言えるのかなと思います。ただ持帰りについては今後、学校訪問をした際に管理職等との話題としながら実態について把握していきたいと思います。

教育長 その他、ありますか。

各委員 (なしの声)

教育長 なければ、以上で報告2について終了いたします。
続いて、報告3に入ります。
(報告3非公開審議)

続いて、日程6、その他について、事務局よりお願いします。

(次回の日程確認)

その他、全体を通して何かありますか。

各委員 (なしの声)

教育長 以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。
ありがとうございました。

終了